

令和6年8月30日

諸会費等の免除を希望される方へ

平素は本校の教育活動にご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。後援三徳会費、後援三徳会環境整備協力費、生徒会費、図書費には減免制度があります。対象者は次のとおりです。

高校生等奨学給付金の支給を受ける場合は免除されません。

希望される方には申請書類をお渡しいたしますので、事務室にお問い合わせの上、学級担任に申請書を提出してください。

申請書類提出の締め切りは 令和6年9月30日(月)です。

【 免除対象者 】

要 件	免除額
生活保護を受給されている方	全額
保護者等の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の方	全額
全額免除の要件に該当しない方で、保護者等の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の方	半額
児童福祉施設等に入所されている方	全額
災害を受けた方	全額
その他の事情により家計が急変された方 (家計急変事由発生後、1年間の収入見込み約350万未満が目安)	

【問合せ先】

〒231-0832

横浜市中区本牧緑ヶ丘37番地

神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校 事務室

電話 045-621-8641 音声ガイダンス 5

平日 8:30~17:00